

子育て応援コラム

HP▶



10月から、児童手当の制度が変わります

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(2024 (令和6)年6月5日成立)により、令和6年10月分(令和6年12月支給予定分)の児童手当から、制度の内容が次のとおり変更となります。



※年齢表現
 ○高校生年代
 2006 (平成18)年4月2日～
 2009 (平成21)年4月1日生まれの人
 ○大学生年代
 2002 (平成14)年4月2日～
 2006 (平成18)年4月1日生まれの人

◎ 改正のポイント

- ① 所得制限がなくなります
- ② 対象児童が高校生年代までに延長されます
- ③ 第3子以降の月額を15,000円から30,000円に増額します(多子加算)
- ④ 多子加算を算定する際の子供の人数に、大学生年代の子供が加わります ※要件あり
- ⑤ 支払回数が4カ月に1回から2カ月に1回に変わります

◆手当月額

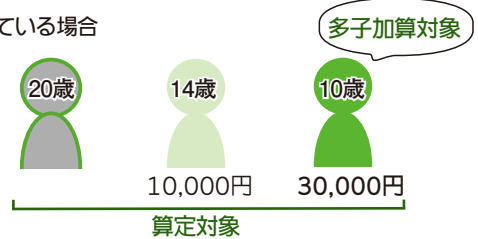
～2024(令和6)年9月分(10月支給)		
所得制限あり ※1		
児童の年代	第1子・2子	第3子以降
0～2歳	15,000円	
3歳～小学生	10,000円	15,000円
中学生	10,000円	
高校生	なし	
支払回数	年3回(2月、6月、10月)	



2024(令和6)年10月分～(12月支給予定)		
所得制限なし		
児童の年代	第1子・2子	第3子以降
0～2歳	15,000円	30,000円
3歳～小学生	10,000円	※「第3子以降」と算定される期間には制限があります
中学生	10,000円	
高校生	10,000円	
支払回数	年6回(偶数月)	

※1 特例給付の人は、0歳から中学生まで一律5,000円

◆多子加算の算定方法(参考) (例) 20歳、14歳、10歳の3人の子供を養育している場合



申請方法や要件の詳細などはホームページで案内します。2024(令和6)年7月中旬時点で対象と思われる人に対し8月末ころ通知を送る予定です。